

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第181号）

答申日：平成28年10月4日（平成28年度（行情）答申第375号）

事件名：「「統率・リーダーシップに関する研究」研究成果について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「研究本部及び各学校の平成22年度研究成果」（「平成22年度研究本部史」（2012.9.14－本本B585）10頁）に該当するもの全て。（陸上幕僚監部防衛部保有分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 「統率・リーダーシップに関する研究」研究成果について（報告）（研定第3号）（幹候学学第36号。23.3.29）（かがみを除く。）

文書2 「運用要求書（案）屋内用UAV」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第87号。22.12.10）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月24日付け防官文第19052号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書につき、本来の電磁的記録についても特定を求める。

（2）原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「「統率・リーダーシップに関する研究」研究成果について（報告）（研定第3号）（幹候学学第36号。23.3.29）」及び文書2を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用し、まず、平成25年12月25日付け防官文第17149号により、「「統率・リーダーシップに関する研究」研究成果について（報告）（研定第3号）（幹候学学第36号。23.3.29）」のかがみ（以下「先行開示文書」という。）について開示決定を行い、同文書の残余の部分である文書1及び文書2（本件対象文書）について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成26年12月24日付け防官文第19052号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件異議申立てを受け確実に期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の保有を確認することはできなかった。
- (2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年3月24日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年4月9日 審議
- ④平成28年9月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊の研究本部等において行われた研究の成果の報告書であり、処分庁はその一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 文書1について

文書1について当審査会において確認したところ、同文書は、ページ番号を始めとしたその体裁に照らし、先行開示文書に続く部分の文書であると認められる。そして、文書1について電磁的記録が存在するとうかがわせる事情は存しない。

したがって、先行開示文書についての答申（平成27年度（行情）答申第556号）と同様、防衛省において、文書1について電磁的記録を保有しているとは認められない。

(2) 文書2について

ア 文書2について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 文書2は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）で実施された研究の成果について、研究本部長から陸上幕僚長に紙媒体により報告する際に、作成元である研究本部における保存管理用として、紙媒体により別途作成された文書である。

なお、本件開示請求に係る「行政文書開示請求書」には「陸上幕僚監部防衛部保有分」との記載があるが、文書2の記載内容は、陸上幕僚長に報告し、陸上幕僚監部において保有している文書と同一である。

(イ) 研究本部においては、上記（ア）の陸上幕僚長への報告後、当該報告文書及び文書2の原稿である電磁的記録については、その保存の必要がないため廃棄した。

また、上記陸上幕僚長への報告は紙媒体により行っているため、陸上幕僚監部においてもその電磁的記録は保有していない。

イ そこで検討すると、文書2についてその原稿である電磁的記録を保有していないとする上記アの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとまではいえず、上記第3の3（1）のとおり2度にわたり行ったとされる電磁的記録の探索の範囲、方法が特段不十分であるとは認められ

ない。そして、ほかに電磁的記録が存在するとうかがわせる事情も存しない。

したがって、防衛省において、文書2について電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

別紙1の一連番号1に掲げる部分には、陸上自衛隊幹部候補生学校における精神疾患の発生状況が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすると、陸上自衛隊の骨幹となる幹部候補生の精神面の状況が明らかとなることにより、陸上自衛隊の精強性を推察されかねず、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2について

ア 別紙1の一連番号2ないし4に掲げる部分

当該不開示部分には、陸上自衛隊における屋内用UAV (Unmanned Aerial Vehicle: 無人航空機) の運用の検討に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち別紙2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、陸上自衛隊における各種事態における屋内用UAVの運用構想が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる記載であり、かつ、一般的な記載にとどまることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすなど、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

イ 別紙1の一連番号5及び6に掲げる部分

当該不開示部分には、研究本部の編成に関する情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすると、陸上自衛隊の研究態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とす

ることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

一連 番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	別冊 8 頁及び 3 7 頁の 一部	陸上自衛隊の精強性に係わる情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の骨幹となる幹部候補生の心身の状況が明らかとなり、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	別紙第 1 2 頁～9 頁の一部	陸上自衛隊の屋内用 U A V の運用上の要求に係る情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊における各種事態における同 U A V の運用構想が明らかとなり、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	別紙第 2 1 1 頁～1 3 頁の 一部	
4	文書 2	別冊 目次, 1 頁～6 頁, 8 頁～1 4 頁, 1 6 頁～2 4 頁, 2 6 頁～3 6 頁及び 3 8 頁～5 2 頁の一部	
5	文書 2	別紙第 1 2 頁の一部	研究本部の編成に関する情報であり、これを公にした場合、陸上自衛隊の研究態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 2	別紙第 2 1 0 頁の一部	

(注) 「不開示とした部分」の頁番号は、各文書の各頁右上部(文書 2 の別冊については各頁下部)に記載の頁番号を指す。

別紙 2（開示すべき部分）

文書	具体的箇所
文書 2	別冊 目次の 3 枚目 「別紙第 2 8」の項目名
	別冊 1 0 頁 「被探知性」の「説明」欄の 2 段目の 2 行目の 6 文字目ないし 1 4 文字目
	別冊 4 9 頁（別紙第 3 2） 表題

（注）「具体的箇所」の頁番号は、各頁下部に記載の頁番号を指す。